

## 厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画（案）について

## 1 計画策定の趣旨

本市では、令和2年に策定した「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」（以下「方針」という。）に基づき、教職員が児童・生徒一人一人と向き合うための時間を確保し、より良い教育環境を実現するため、教職員の負担軽減に取り組んできました。

こうした中、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立（施行は令和8年4月1日）し、教育委員会に対して教員の業務量管理・健康確保措置を実施するための計画の策定及び公表並びに当該計画の実施状況の公表が義務付けられたことから、「厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※改正法では計画名を「業務量管理・健康確保措置実施計画」としてはいますが、計画の名称は任意であり、本市が取り組んできた教職員の働き方改革を一層推進する計画であることが分かるよう、独自で名称を定める予定です。

項目	内容
策定主体	教育委員会
策定根拠	改正法第8条
計画の内容	改正法第7条に基づき文部科学大臣が定めた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）に即し、次の事項を定める。 ①業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標 ②業務量管理・健康確保措置の内容 ③その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項
計画の目標	神奈川県各市町村と共通の目標を設定 （①長時間勤務の是正 ②ウェルビーイングの向上）
方針との主な違い	・総合教育会議での報告が義務付けられている ・教職員の在校等時間等について市ホームページで公表する必要がある

## 2 策定経過及び今後の予定

教育委員会での検討	5回（令和7年10月～1月）
小学校長会と協議・検討	2回（令和7年11月・12月）
中学校長会と協議・検討	2回（令和7年11月・12月）
総合教育会議（協議）	令和8年2月13日
教育委員会定例会（審議）	令和8年3月24日（予定）

## 3 総合教育会議への報告等

### (1) 改正法に基づく報告

本計画は、改正法第8条第3項の規定により、策定及び改定時の総合教育会議への報告が義務付けられています。また、同条第4項の規定により、毎年度、計画の実施状況について総合教育会議への報告が義務付けられています。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法  
第八条（教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等）  
（省略）

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、**総合教育会議**（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。）**に報告**するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、**総合教育会議に報告**するものとする。

なお、計画の実施状況とは、計画に記載された取組の実施状況だけでなく、目標の達成状況を含むもの、と国指針に示されています。

### (2) 国指針に基づく協議等

国指針では、学校または教職員が担っている業務に関する役割分担の見直しに当たっては、総合教育会議等で協議をすること、と規定しています。

#### 4 今後について

本計画がスタートする令和8年4月以降、本計画の目標の達成状況や取組の実施状況等について、次のとおり報告等を行います。

項目	内容
報告	・ 目標の達成状況 (小・中学校の教職員の時間外在校等時間の状況、ウェルビーイングの向上に関するアンケート結果) ・ 取組の実施状況 ※全て前年度のもの
報告する 会議体	・ 教育委員会定例会 ・ 総合教育会議(第1回会議での報告を予定) ※本計画の変更に当たっては、その内容を両会議に報告するとともに、教育委員会定例会で審議を行う。
公表	報告内容と同様のものを市ホームページに掲載

総合教育会議への報告は、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために行うものです。

総合教育会議では、報告内容について適宜協議いただくとともに、各立場からの御意見・御助言等を賜りたく存じます。